

交渉の議事要旨

(開催日時)

平成24年 6月14日(木) 10:00~10:59(59分)

(開催場所)

室蘭開発建設部2階会議室

(出席者)

当局側(室蘭開発建設部)

戀塚 貴(室蘭開発建設部長)、藤田 望(室蘭開発建設部次長)

木村 保雄(総務課長)

職員団体側(全北海道開発局労働組合室蘭支部)

島 一雄(執行委員長)、小坂 英人(副執行委員長)、小山内 健(書記長)

中野 久嗣(執行委員)、橋場 浩一(執行委員)、小野 裕二(執行委員)

(議題)

- 1 当部における超過勤務の縮減について
- 2 当部職員の健康管理について
- 3 当部本部庁舎の職場環境の改善について

(要求書に対する回答)

要求書のうち、取り決めた交渉議題について回答(別紙のとおり)

(要旨)

【議題1: 当部における超過勤務の縮減について】

(職員団体) 現在の職場の超過勤務実態について、どのように認識しているのか。

(当局) 超過勤務の状況については、事業別、職種別の差異があり様々であるが、大雨、地震、豪雪などの災害対応、本局等からの資料作成依頼など他律的要因によるもののか、業務の性質や時期により超過勤務が避けられない場合があると認識している。

(職員団体) 課所長から1か月当たり60時間を超える超過勤務を行うなと言われるため、必要な超過勤務が届け出づらいという意見を聞いている。当局が超過勤務時間数にばかりこだわる結果、このような状況が生じているものと考えるが当局の認識如何。

(当局) 長時間にわたる超過勤務が健康に害を及ぼすおそれがあることから、60時間という超過勤務時間数を一つの目安としているものであり、当該時間数を超える超過勤務を命じないとしているものではない。

日頃から所属職員と十分なコミュニケーションを図り、必要な超過勤務が届け出づらいといったことがないよう、引き続き課所長を指導していきたい。

(職員団体) 1か月に超過勤務時間が60時間を超えた場合の取扱いについて、制度を十分理解できていないまま超勤代休時間を指定される職員もいるようである。制度の趣旨、内容について十分な説明が必要であると考えるが、当局の認識如何。

(当局) 超勤代休時間制度が、長時間超過勤務を行った職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであるとの趣旨に基づき、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合を除き、超勤代休時間の指定に努めているところである。

制度の趣旨、内容について職員に十分周知が図られるよう、引き続き管理者を指導していきたい。

(職員団体) 超勤縮減策として現在どのような取組を行っているのか。

(当局) ①業務工程表によるきめ細かな業務の進行管理、四半期ごとの業務工程表の見直し、②幹部会議における毎月ごとの超勤実績、要因等の把握、必要な方策の検討及び実施、③超過勤務の事前届出や事後報告の徹底、④定時退庁日における管理職員による呼びかけの実施、⑤人事異動の時期などに集中する届出の早期提出、等の取組を通じて超過勤務の縮減に努めているところである。

交渉議題に係る回答メモ

平成24年6月14日

当部における超過勤務の縮減について

超過勤務の縮減については、当局としても重要な課題であると考えている。

本来、業務は勤務時間内で処理することが望ましいと考えるが、業務の性質や時期によっては、超過勤務が避けられない場合がある。

当局としては、職場の超過勤務の実態等を踏まえ、業務運営の一層の簡素・効率化を図り、業務の円滑な進行管理を行うとともに、週休日及び休日出勤の縮減、定時退庁日における定時退庁の励行など、超過勤務の縮減に努めてきたところである。

また、超過勤務を命ずる場合には、職員の健康を害しないように考慮しているところであり、今後とも、この点に十分配慮するとともに、きめ細かな業務の進行管理に努めるよう、管理者を指導していきたい。

当部職員の健康管理について

健康・安全管理は、職員が職務を遂行する上で重要な問題であると認識しており、当局としては、健康管理計画に基づき、各種の健康安全教育のほか、定期健康診断等による健康管理、執務環境の点検整備等による安全管理を計画的に推進し、職員の健康の保持増進と安全管理を図っているところである。

平成24年度においては、生活習慣病対策、超過勤務に係る臨時の健康診断・面接指導の実施、公務上等災害の防止及びメンタルヘルス対策の4つを重点事項として取り組んでいくこととしている。

特に、メンタルヘルス対策については、カウンセリング制度の積極的活用のほか、特に管理者への教育の徹底を図り、予防に努めるとともに、人事院の指針に沿った円滑な職場復帰支援策を進めていきたいと考えている。

当部本部庁舎の職場環境の改善について

当局としては、配付予算の範囲内で緊急度合等を勘案しながら、安心して働く職場環境の整備に引き続き努めていく考えである。